令和８年度版

熊谷市不妊治療費等助成事業の御案内



熊谷市では、不妊治療（特定不妊治療・男性不妊治療）を受けた夫婦に、助成の対象となる治療の費用に対し、１年度当たり１０万円を限度に通算５年度助成します。

★**「熊谷市不妊治療費等助成金支給申請書」**に下記書類を添えて提出してください。
郵送による申請は受け付けておりません。

①「戸籍全部事項証明（戸籍謄本）」（婚姻の有無が確認できるもの）
②不妊治療費実施証明書
③治療費の領収書（原本）
※領収書は原本提出が必須になりますので紛失した場合は、医療機関で再発行もしくは支払証明書を発行してもらってください。原本は、確認後に返却します。
④加入している医療保険（保険者番号）が確認できる書類の写し　※以下のいずれかをご準備ください。
・「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」の写し
・マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面（PDF）」を印刷したもの
⑤熊谷市不妊治療費等助成金交付請求書
⑥振込先口座番号の分かるもの
※通帳又はキャッシュカード。ネットバンキングの場合は画面を提示してください。
⑦その他市長が必要と認める書類

☆追加で必要な書類（該当するかたのみ）

該当がないか、ご確認ください

⑴**夫婦のいずれかが熊谷市外に居住している場合**
住民登録が他市にある方の「住民票の写し」又はそのコピー
（本籍、筆頭者及び続柄が記載されたもので、発行から３か月以内に限る。）。

⑵**婚姻日（※1）に熊谷市外に住民登録がある場合**
戸籍の附票の写し（婚姻日（※１）以後の住所が確認できる書類）
※１　申請者が婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者にあっては、当該事情に至った日

⑶**高額療養費や付加給付金が支給されている場合**
医療保険各法の規定に基づく給付金額等を証明する書類

⑷事実婚の夫婦のうち住民登録上で同一世帯でない場合
事実婚関係に関する届出書

⑸都道府県等の助成金の支給決定を受けている場合
都道府県等が発行した不妊治療費助成金の支給決定通知書のコピー

※　朱肉を使用する印鑑をご持参ください。
※　２年度目以降の申請において、婚姻や住所等に変更がない場合は①、⑥、⑵の書類提出を省略することができます。

※「熊谷市不妊治療費助成事業」は熊谷市独自の事業です。

【お問い合わせ先】　熊谷市　こども健康部　健康推進課　☎ ０４８－５２８－０６０１
（熊谷市石原 3-27　子育て支援・保健拠点施設　くまキッズ内　熊谷市保健センター１階）

1　助成対象者

次の全ての要件に該当する方が対象です。

⑴ 夫婦の双方又は一方が申請日において熊谷市の住民票に記載されていること。

⑵ 夫及び妻が医療保険各法における被保険者、組合員若しくは加入者又はこれらの者に係る被扶養者であること。

⑶ 本市の市税及び国民健康保険税の滞納がないこと。

⑷ 特定不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断されていること。

⑸ 助成を受けようとする治療（期間）について、他の自治体が実施する不妊治療費助成事業による助成金を受けていないこと。

※事実婚の方も対象になります。

2　対象治療

夫婦間における特定不妊治療及び男性不妊治療で、下表の治療区分の欄に掲げるものを対象とします。

（卵胞の未発育、排卵終了、採卵準備中の体調不良等により卵子採取前に中止したものを除く。）

・特定不妊治療　体外受精治療及び顕微授精治療

・男性不妊治療　特定不妊治療を行うために必要とされる、精巣内精子生検採取法又は精巣上体内精子吸引採取法等、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術

別表　治療区分

治　療　区　分		
特定不妊治療	A	新鮮胚移植を実施
	B	凍結胚移植を実施
	C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施
	D	体調不良等により移植の目途が立たず治療終了
	E	受精できず、又は胚の分割停止、変性、多精子授精等の異常授精等により中止
	F	採卵したが卵が得られないため又は状態のよい卵が得られないため中止
男　性　不　妊　治　療		

備考　Bは、採卵・受精後、１～３周期程度の間隔を空けて母体の状態を整えてから胚移植を行うという当初からの治療方針に基づく治療を行った場合をいう。

《特定不妊治療における１回の助成対象範囲》

ホルモン注射等採卵に向けた準備から受精及び胚移植を経て妊娠の確認までの治療（治療途中で中断した場合を含む。）の費用です。ただし、凍結胚の移植については、凍結胚の融解から、胚移植を経て妊娠の確認までの治療とします。

次に掲げる治療法は助成の対象となりません。

⑴ 先進医療（例、タイムラプス・IMSI 等）

⑵ 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による治療

⑶ 代理母（夫の精子を妻以外の女性の子宮に医学的方法により注入し、妊娠・出産してもらい、依頼者夫婦の子とする。）

⑷ 借り腹（夫の精子と妻の卵子を体外受精してできた受精卵を妻以外の女性の子宮に入れて妊娠・出産してもらい、依頼者夫婦の子とする。）

⑸ 入院費、食事代、文書料、精子・卵子・受精胚の管理料（保存料）は助成の対象とはなりません。

３　助成内容

【治療費助成】

助成の対象となる治療に要した費用のうち自己負担額とし、１年度当たり１０万円を限度に通算５年度に限り助成します（他市町村で助成金の支給を受けている場合は助成通算年数に含めます。）。

ただし、男性不妊治療にあっては、その妻に係る特定不妊治療に対する助成が通算５年度に達した場合終了します。

（注）健康保険からの高額療養費や付加給付金等がある場合は、自己負担額から差し引いた金額について助成します。高額療養費や付加給付金等が支給された後に申請してください。

【交通費加算】

助成の対象となる治療に係る交通費の一部を１年度内につき１回限り助成します。

埼玉県外（隣接市町除く）の医療機関：１万円、埼玉県内（本市及び隣接市町除く）の医療機関：５千円、隣接市町の医療機関：２千円

（注）治療対象の方が熊谷市の住民票に記載されている期間の治療に限ります。

（隣接市町）深谷市、行田市、東松山市、鴻巣市、滑川町、嵐山町、吉見町、太田市、大泉町、千代田町

４　助成金の申請期限

治療が終了した日の翌日から２年以内とします。

５　助成金の支給

審査の結果、適正と認めるときは助成金支給決定通知書を通知し、指定された口座に助成金を振り込みます。振込口座は、申請される御夫婦いずれかのご名義口座としてください。（振込を希望する銀行口座の通帳のコピー添付）

なお、審査の結果、適正と認めないときはその理由を付した助成金支給不承認通知書を通知します。

※「１年度当たり」の「年度」については、治療期間の年度ではなく申請書を提出した年度になります。　【１年度とは４月１日から翌年３月３１日まで】

（例）１年度目：Ｒ４年度　治療費①１３万円　→ 助成金１０万円

２年度目：Ｒ５年度　治療費②５万円+治療費③５万円　→ 助成金１０万円

３年度目：Ｒ７年度　治療費④８万円　→ 助成金　８万円

☆上記例の年度は申請書を提出した年度です。１回の治療が１０万円に満たない場合は、２回分の治療を併せて申請いただくことも可能です。また申請する年度は、連続している必要はありません。

その他の助成事業

①　熊谷市早期不妊検査費等助成事業

夫婦で受けた不妊検査及び不育症検査の費用の一部を助成します。

対　象　検　査：夫婦が共に受けた不妊検査若しくは不育症検査又は妻のみが受けた不育症検査で、検査期間が１年以内であること。

住　所　要　件：夫婦の双方又は一方が本市の住民票に記載されていること。

年　齢　要　件：検査を開始する日における妻の年齢が４３歳未満であること。

☆詳しくは「熊谷市早期不妊検査費等助成事業の御案内」をご覧ください。

②　熊谷市不育症治療費助成事業

不育症のために出産に結びつかない夫婦に対し不育症治療費用の一部を助成します。

対　象　治　療：保険給付又は短期給付の対象とならない不育症治療

助成金の上限：１年度当たり３０万円を限度に通算５年度助成します。

☆詳しくは「熊谷市不育症治療費助成事業の御案内」をご覧ください。

お問い合わせ：健康推進課 ☎048-528-0601

不妊・不育症相談窓口

◎埼玉県不妊専門相談センター（専門医による面接相談）

不妊や不育症に関する検査や治療などの医学的な相談に専門医が面接でお答えします。

申込フォームに入力して予約　https://forms.gle/iG4DHd9qsGMi4BVF9

場所：川越市鴨田 1981　埼玉医科大学総合医療センター内

【オンライン相談も可能・予約制で料金は無料】

お問合せ先　☎049-228-3732（月～金曜日　15 時～16 時〔祝・休日、年末年始を除く〕）

◎不妊・不育症・妊娠サポートダイヤル

「プレコンセプションケア相談センター埼玉　ぷれたま」　電話　☎048-799-3613

埼玉県助産師会に所属する助産師が、不妊・不育症・妊娠等に関する電話相談を行っています。

相談日時　月・金曜日　10 時～15 時、第１・第４土曜日　11 時～15 時、16 時～19 時

（祝・休日、年末年始を除く）

【申請窓口】　受付時間　平日 8：30～17：15

健康推進課　　☎ 048-528-0601

（熊谷市石原 3-27　子育て支援・保健拠点施設

くまキッズ内　熊谷市保健センター１階）